

令和8年度版

学校いじめ防止基本方針



館林市立第三小学校

館林市立第三小学校いじめ防止基本方針（改訂案）

1 いじめ防止に関する考え方

(1)基本的な考え方

いじめとは、「児童等に対して、一定の人的関係のある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。（いじめ防止対策推進法第2条）

いじめの判断にあたっては、表面的・形式的に行うことなく、被害児童の立場に立って行う。いじめは重大な人権侵害であり、生命や心身に深刻な影響を及ぼす可能性があるものであるとの認識に立ち、全教職員が組織的に対応する。

(2)いじめの定義

「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等当該生徒等と一定の人間関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われたものも含む）であって、該当行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的な態様は、以下のものがある。

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる。
- 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- パソコンや携帯電話で、誹謗中傷やいやなことをされる。等

(3)いじめ防止等に関する基本方針

本校は、「いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こり得る」ことを前提に、未然防止・早期発見・早期対応を徹底し、「学ぶことの楽しさと、できる喜びが味わえる学校」の実現を目指していく。また、いじめの要因となる生徒のストレスを取り除くために、わかる授業作り、生徒の活躍の場の設定、仲間作り、自己有用感や自己肯定感の育成を図っていく。

2 重点項目と具体的取組

(1)いじめの未然防止

- ① 児童一人一人が認められ、安心して過ごせる学級・学校づくりを推進する。
- ② 分かる授業づくりを通して自己有用感・自己肯定感を育む。
- ③ 配慮を要する児童に対しては、特性や背景を踏まえた組織的支援を行う。
- ④ 道徳教育や特別活動を通して、いじめを自分事として考え、議論する機会を設ける。
- ⑤ 「いじめは決して許されない」ことを教育活動全体で繰り返し指導する。
- ⑥ 教職員の言動がいじめを助長・黙認することのないよう研修を行う。
- ⑦ 教育相談体制を充実させ、養護教諭・SC・生徒指導主任等と連携する。
- ⑧ 縦割り活動や児童会活動を通して、思いやりと主体的行動を育てる。
- ⑨ SNS やオンラインゲーム等を含む情報モラル教育を推進する。

(2)いじめの早期発見・早期対応

<早期発見>

- ① 定期的なアンケート調査の実施（月1回）
- ② 教職員間での情報共有（学年会・部会等）

- ③ 児童との日常的な関わりの充実
 - ④ 保護者との連携（連絡帳・面談・電話等）
 - ⑤ 地域との連携（コミュニティ・スクール）
- ※いじめの「疑い」がある段階でも組織で情報共有し対応する。

<早期対応・解消>

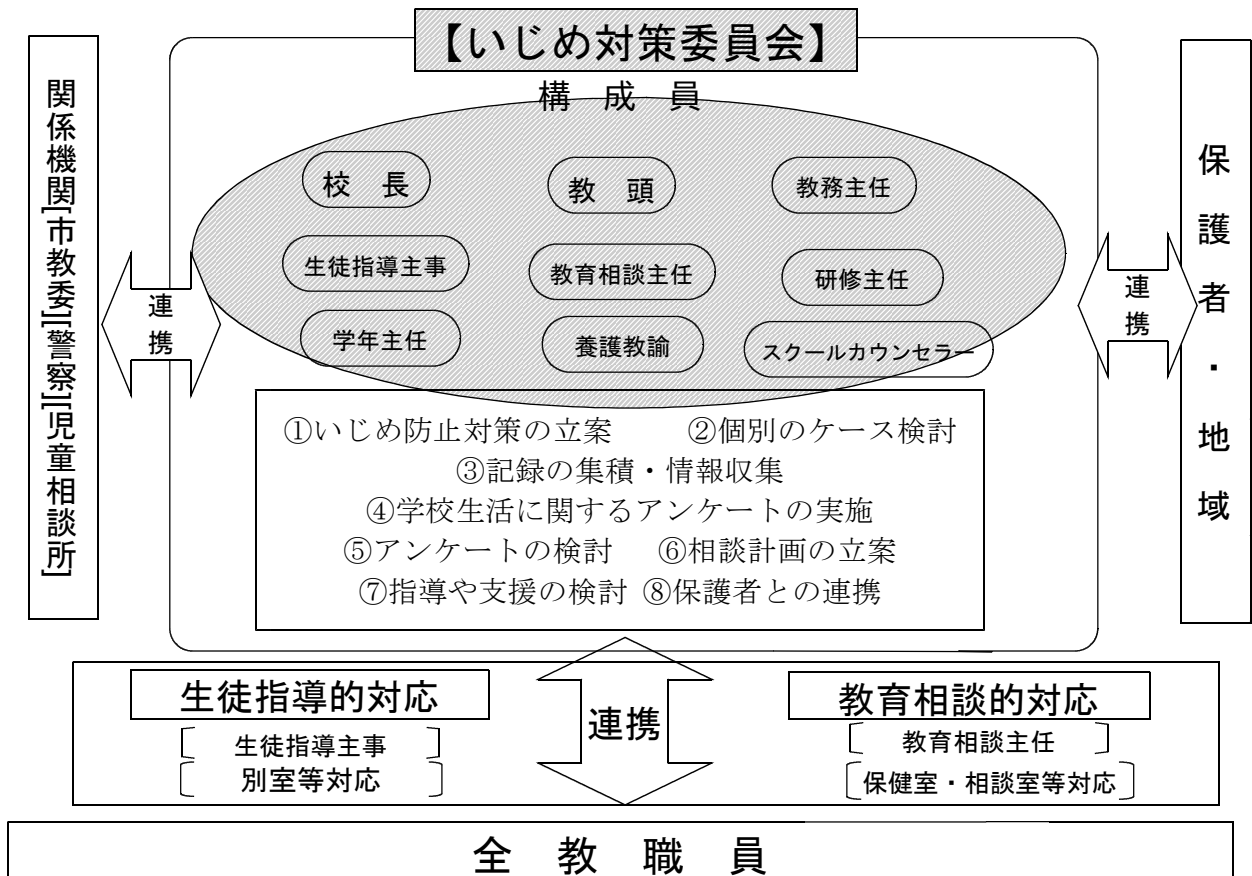
- ① いじめを認知した場合は、担任が抱え込まず、速やかにいじめ防止対策委員会で対応を協議する。
- ② 被害児童の安全確保を最優先とする。
- ③ 客観的事実の記録を徹底する。
- ④ 加害児童には毅然とした指導を行い、再発防止と成長支援の視点で支援する。
- ⑤ 傍観者への指導を通して集団全体の意識を高める。
- ⑥ 解消の判断は、行為が止んでいる状態が少なくとも3か月継続し、被害児童が心身の苦痛を感じていないと認められた場合とする。
- ⑦ 解消後も継続的に見守りを行う。

(3)重大事態への対応

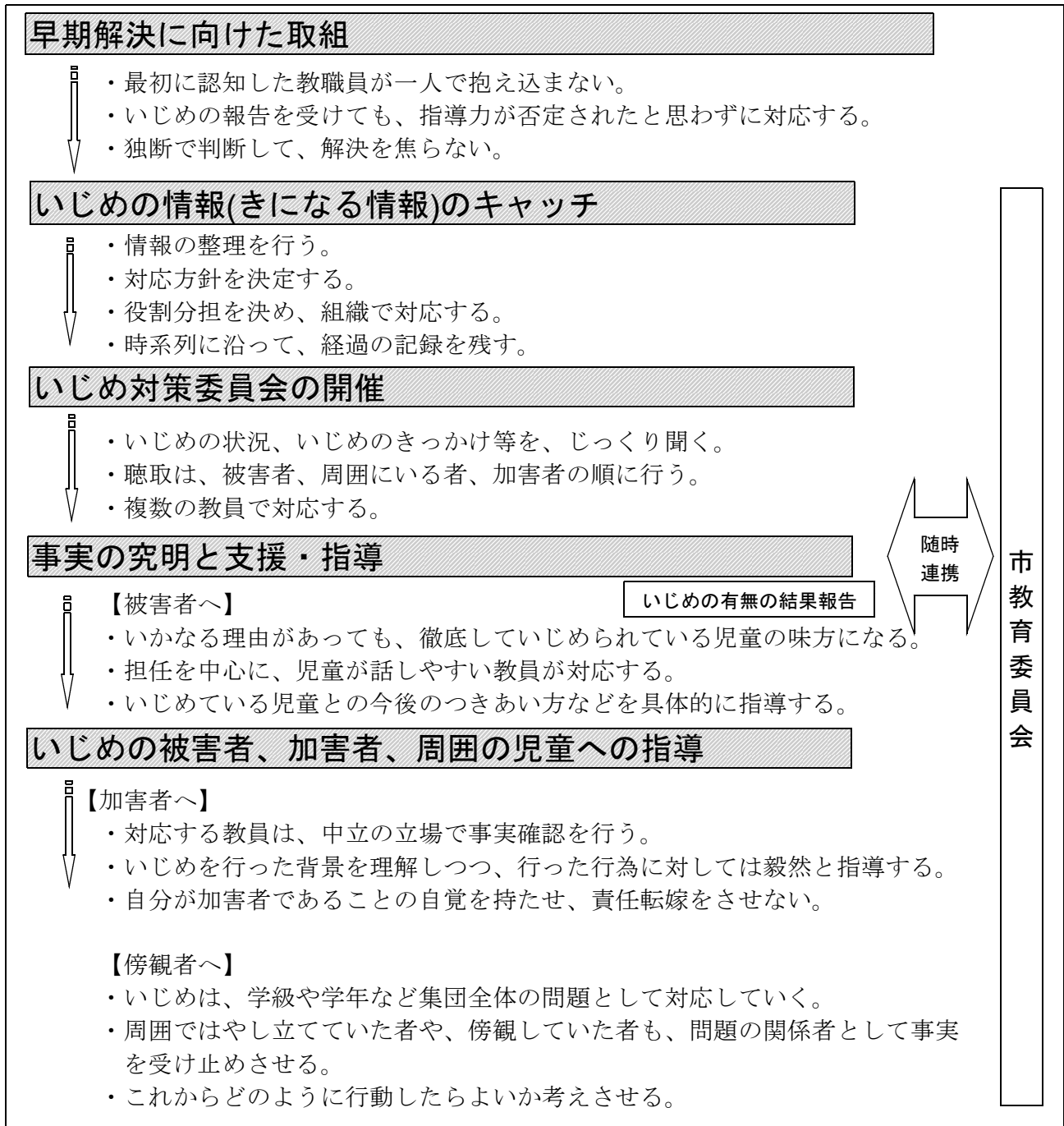
いじめ防止対策推進法第28条に規定する重大事態が発生した場合は、速やかに市教育委員会へ報告し、指示のもと適切に対応する。必要に応じて第三者による調査を実施し、事実関係を明らかにする。

3 校内組織体制

- ① 生徒指導・教育相談部会（月1回開催）
- ② いじめ防止対策委員会
- ③ 必要に応じてスクールカウンセラー・関係機関が参加



4 いじめ解決に向けた組織的対応の展開



5 いじめ防止に関する年間活動計画

月	具体的な取組内容	取組上の留意点
4月	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめ防止等の対策のための組織の設置 ○第1回生徒指導部会(第1回いじめ対策委員会) ○生活アンケート調査 ○いじめ防止に関する年間計画の共通理解 ○学校間、学年間の情報交換、指導引き継ぎ ○学級開き・人間関係づくり・学級のルールづくり ○保護者への相談窓口の周知 	<ul style="list-style-type: none"> ・全ての教職員が学校基本方針を、共通理解する。 ・保護者、地域へのたより・HP等で周知を図る。

5月	○第2回生徒指導部会 ○生活アンケート調査 (いじめ等の情報収集⇒必要によりいじめ対策委員会) ○相談員やスクールカウンセラーとの共有・情報交換。 ○縦割り班活動開始 ○児童会(ハイタッチ/あいさつ運動/いじめ防止活動)	・縦割り班活動によって、異学年との人間関係づく ・児童会中心にあいさつ活動と呼びかけ意識を高める。
6月	○第3回生徒指導部会 ○生活アンケート調査 (いじめ等の情報収集⇒必要によりいじめ対策委員会) ○児童会「ありがとうの木」「感謝の校内放送」	・児童会による日頃のありがとうの気持ちを校内発信する。
7月	○第4回生徒指導部会 ○生活アンケート調査 (いじめ等の情報収集⇒必要によりいじめ対策委員会) ○学校評価の実施 ○SOSの出し方授業の実施(スクールカウンセラー)	・学校評価を行い、教職員の取組の振り返りや、保護者や地域からの評価の集計を行う。
8月	○校内研修「法にもとづくいじめ対応」	・外部講師(スクールロイヤー)を招いての研修を行う。
9月	○第5回生徒指導部会 ○生活アンケート調査 (いじめ等の情報収集⇒必要によりいじめ対策委員会) ○「心と体の健康観察」の実施 ○校内研修「SOSの受け止め方」(スクールカウンセラー)	・夏休みあけの児童のSOSの受け止め方について全校で研修を行う。
10月	○第5回生徒指導部会 ○生活アンケート調査 (いじめ等の情報収集⇒必要によりいじめ対策委員会) ○人権月間 ○委員会「ありがとうの空」活動	・人権月間でのみんなの人権やいじめ等について授業を通して、生活を見直し、人権意識を高める。
11月	○第6回生徒指導部会 ○生活アンケート調査 (いじめ等の情報収集⇒必要によりいじめ対策委員会) ○児童会人権集会	・児童会による人権意識や仲良く生活するための呼びかけ活動。
12月	○第7回生徒指導部会 ○生活アンケート調査 (いじめ等の情報収集⇒必要によりいじめ対策委員会) ○「心と体の健康観察」の実施 ○学校評価の実施	・学校評価の結果を基に、取組全体の見直しや今後について検討
1月	○第7回生徒指導部会 ○生活アンケート調査 (いじめ等の情報収集⇒必要によりいじめ対策委員会) ○「心と体の健康観察」の実施 ○命の授業講演会	・PTA思春期講座の一環で全校児童と保護者での命に関する講演会を実施
2月	○第7回生徒指導部会 ○生活アンケート調査 (いじめ等の情報収集⇒必要によりいじめ対策委員会) ○「心と体の健康観察」の実施 ○市小中いじめ防止会議代表児童参加	・いじめ防止子ども会議の内容を共有し、来年度の取組に生かせるようにす
3月	○第7回生徒指導部会 ○生活アンケート調査 (いじめ等の情報収集⇒必要によりいじめ対策委員会) ○学校いじめ防止基本方針の見直し ○地域保護者ボランティア「感謝の集会」	・いじめ防止等の対策のための組織が中心となり、今年度の取組を検証をし、来年度で検討する。